

大垣市中心市街地活性化協議会規約

(設 置)

第1条 大垣商工会議所及び大垣まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「大垣市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 協議会の事務所は、大垣商工会議所内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、大垣市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその他必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活 動)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 大垣市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関する必要な事項についての協議及び意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) その他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構 成 員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大垣商工会議所（法第15条第1項第2号イ）
 - (2) 大垣まちづくり株式会社（法第15条第1項第1号ロ）
 - (3) 大垣市（法第15条第4項第3号）
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は、法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定するものでなくなったとき、又は協議会が構成員でなくなったと認めたときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(組織等)

第7条 協議会は、次の役員並びに委員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

設立時の協議会の委員は、大垣商工会議所会頭が委嘱する。なお、設立後の委員については、会長が委嘱する。

- 2 会長は、大垣商工会議所まちづくり担当副会頭をもってあてる。
- 3 副会長、理事、監事は、委員の中から会長が選任する。

(役員並びに委員の任期)

第8条 役員並びに委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員並びに委員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補充で選任された役員並びに委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
- 4 監事は、協議会の会計会務を監査する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第10条 協議会は必要に応じて意見を求めるために、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委任状を含む委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員本人が出席できない場合は、代理出席を認めるものとする。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第13条 協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に理事会を置くことができる。
- 2 理事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(部会)

- 第14条 協議会の効率的な活動及び中心市街地活性化事業の実施に必要な事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

- 第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長が指名する。
- 4 事務局の運営に必要な事項は、大垣商工会議所が処理する。

(公開)

- 第16条 会議は、公開を原則とする。ただし、公開することにより協議会、協議会の委員又は第三者の権利、利益若しくは公共の利益を害するおそれがあると認められるときは、会長は会議を非公開とすることができる。

(会計年度)

- 第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

- 第18条 協議会の収入は、補助金、負担金及びその他の収入による。
- 2 協議会の支出は、活動費、調査費、会議費、事務費、通信費その他運営に要する経費及び事業費とする。

(解散)

- 第19条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、大垣商工会議所がこれを決算する。

(改廃)

- 第20条 この規約の改廃は、会長が会議に諮り、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

- 第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行日)

1. この規約は、平成20年8月6日から施行する。
(設立時の役員並びに委員の任期)
2. 協議会設立時の役員並びに委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(公 開)

1. 第16条(公開)の改正規定は、平成20年9月29日から実施する。



まちづくりについて語り合う関係者ら（第1回大垣市中心市街地活性化協議会）